

V 保健事業

1 保健事業実施計画（2期計画）の概要

(1) 計画の趣旨

近年、健康診査の結果や診療報酬明細書等の電子化の進展、国保データベースシステム等の整備により、健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析や保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

保健事業実施計画（2期計画）は、健康・医療情報等を活用しながらPDCAサイクルに沿って効果的、効率的に保健事業を実施することにより、高齢者の健康の保持増進、生活の質の維持向上を図るとともに、医療費の適正化等を通じて、後期高齢者医療制度の持続的な安定運営を目指し策定しています。

(2) 計画の位置づけ

「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」に示された基本方針を踏まえるとともに、栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン（2期計画）」、「栃木県医療費適正化計画（3期計画）」、栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン21（7期計画）」及び市町で策定している健康増進計画等との調和を図り策定しています。

(3) 計画期間

平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6か年としています。

《健康課題等と目的・目標の設定》

現状分析から健康課題等をまとめ、目的を設定して施策（対策の方向性）の整理を行いました。目的を達成するため、5つの施策を掲げ、目標（成果指標）を設定し、その進捗状況を評価し、保健事業の具体的な実施内容の検討等に活用していきます。

【施策】

- ①生活習慣病重症化予防対策の推進
- ②フレイル対策の推進
- ③健康診査の実施
- ④医療費適正化の推進
- ⑤市町・被保険者の主体的な取組への支援

《健康課題等のまとめ》

現状分析から健康課題を①～⑦にまとめ、これを目的として新たな2つの施策に取り組んでいきます。

- ① 慢性腎不全患者の減少
- ② 脳梗塞患者の減少
- ③ 循環器疾患による死亡率の減少
- ④ 健康診査結果で「医療未受診者の受診勧奨判定値のうち、重症度の高いレベル」の人の減少

- ⑤ 骨折患者の減少
- ⑥ 肺炎患者の減少
- ⑦ 筋骨疾患による要介護（要支援）者の減少

【新】生活習慣病重症化予防対策の推進

【新】フレイル対策の推進

期待される効果【全体の目的】
健康寿命の延伸と医療費適正化

健康診査の実施

医療費適正化の推進

市町・被保険者の主体的な取組への支援

現状分析からその他の課題を⑧～⑬にまとめ、これを目的として3つの施策に取り組んでいきます。

その他の課題

- ⑧ 健康診査受診率の向上
- ⑨ 歯科健康診査実施市町数の増加
- ⑩ 重複・頻回受診者への訪問指導による改善割合の増加
- ⑪ 重複投薬者等への対応
- ⑫ ジェネリック医薬品の使用促進
- ⑬ 被保険者の主体的な健康づくりの機会拡大

2 生活習慣病重症化予防事業

(1) 目的

健康診査の結果、生活習慣病が重症化するリスクが高いにもかかわらず医療機関未受診である者に対し、人工透析への移行その他生活習慣病の重症化を予防するため、受診勧奨、保健指導等を実施し、当該被保険者の生活の質の維持及び向上を図るとともに、医療費の適正化に資することを目的とします。

(2) 対象者選定基準

健康診査の結果が次のいずれかに該当する医療機関未受診者

- ・ H b A 1 c (N G S P) が 7.4% 以上、空腹時血糖が 140mg/dl 以上又は随時血糖 (食後 3.5 時間以上) が 140mg/dl 以上
- ・ 尿タンパクが 2 + 以上
- ・ 血清クレアチニン検査を行っている場合は、e G F R が 40ml/分/1.73 m² 未満
- ・ 上記に掲げる場合のほか重症度の高いレベル
- ・ 上記に該当する者のほか広域連合と市町が協議して必要と認めた被保険者

(3) 実施結果

令和元年度は 134 人に対して文書による受診勧奨を実施し、その後、受診が確認出来なかった 71 人に対して再勧奨を実施しました。さらに、うち 7 人に対して保健指導を市町に委託し実施しました。

また、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに基づき、糖尿病の未治療者及び治療中断者に対し、文書による受診勧奨を実施しました。

3 フレイル対策事業

(1) 目的

フレイルの概念を高年齢者及び高齢者にかかわる専門職等に周知し、予防の重要性を認識して、高齢者の Q O L (生活の質) の向上を図ることを目的として実施しています。

(2) 実施状況

令和元年度は、フレイルの概念の普及、啓発のため、啓発パンフレットを全市町に配布しました。

また、栃木県歯科衛生士会に委託し、県内 3 市の通いの場で、53 人に対

して口腔に関する相談・指導を実施しました。

4 健康診査事業

(1) 目的

後期高齢者の健康診査は、生活習慣病を早期に発見して重症化の予防を図るために、年度内1回無料で実施しており、実施にあたっては被保険者の利便性を考慮し、広域連合が県内市町に委託して行っています。

(2) 検査項目

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第1条第1項第1号から第9号まで（腹囲の検査は除く。）に規定する項目に準じ、下記の項目について実施しています。

区 分	検査項目
質問項目	服薬・既往歴・生活習慣に関する項目、自覚症状等
身体計測	身長、体重、BMI、血圧
理学的検査	理学的所見（身体診察）
血液化学検査（脂質）	中性脂肪、HDL・LDLコレステロール
肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）
血糖検査※	空腹時血糖、ヘモグロビンA1c
尿検査	尿糖、尿蛋白

※空腹時血糖とヘモグロビンA1cのいずれか1項目を実施する。

(3) 受診率の推移

令和元年度の栃木県の受診率は30.1%（対前年比0.1%減）となりました。

（単位：%）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
栃木県	29.3	30.2	30.1
全国平均	28.8	28.9	30.5

※全国平均は、厚生労働省資料による。

5 歯科健康診査事業

(1) 目的

後期高齢者の歯科健康診査は、肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防することにより、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図るために、年度内1回無料で実施しており、実施にあたっては被保険者の利便性を考慮し、広域連合が県内市町に委託して行っています。

(2) 実施状況

歯科健康診査事業は、平成26年度から日光市で実施が始まり、実施市町数は、年々増加しています。令和元年度は、宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、矢板市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、野木町、塩谷町の15市町で実施され、受診者は1,436人でした。

(3) 検査項目

下記の項目について実施しています。

- ① 歯牙の状態
- ② 口腔清掃状態
- ③ 歯周組織の状況

6 長寿・健康増進事業

(1) 目的

市町が実施する高齢者の健康づくりを推進する事業等に対して、国の特別調整交付金（長寿・健康増進事業及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ）を活用し、その取組を支援することにより、高齢者の特性を踏まえた多様な事業の実施を推進し、高齢者の健康の保持増進及び生活の質の維持向上を図ることを目的に実施しています。

平成30年度には、栃木県後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進推進交付金交付要綱を策定しました。

(2) 事業実績

事業分類	交付市町
① 人間ドック等事業	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町
② 健康診査等事業	日光市・小山市・大田原市・那須塩原市・那須烏山市・茂木町・芳賀町・高根沢町・那須町
③ フレイル対策事業	鹿沼市・日光市・真岡市・那須烏山市・下野市・市貝町・高根沢町・那須町・那珂川町
④ その他、高齢者の健康づくりを推進する事業	真岡市・矢板市・下野市・茂木町・塩谷町
⑤ 健康診査（追加項目） ※1	足利市・栃木市・佐野市・日光市・那須塩原市・壬生町・高根沢町・那須町・那珂川町
⑥ 健康教育・健康相談等 ※1	那須塩原市・益子町・茂木町
⑦ はり・きゅう等利用費助成 ※1	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市
⑧ ヘルスポイント事業 ※1	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・日光市・矢板市・那須烏山市・那珂川町

※1 特別調整交付金のうち、長寿・健康増進事業に該当する事業

7 健康づくり普及・啓発事業

(1) 目的

被保険者一人ひとりの健康づくりに関する意識を高めることを目的としています。

(2) 実施状況

① 健康づくり体験談募集事業の実施

運動・暮らし・生きがい等の健康法とその効果について作文を募集し、優秀作品は広域連合のホームページや広報紙で周知紹介しました。

- ・ 募集期間 令和元年8月1日から9月30日
- ・ 対象者 後期高齢者医療制度に加入している本県の被保険者
- ・ 応募件数 34件
- ・ 優秀作品 最優秀賞1件、優秀賞3件、佳作7件を表彰

② A S P O健康特集の発行

健康づくり体験談や健康食の紹介、高齢者の医療制度や保健事業についてのお知らせなどを掲載した新聞別刷を広報紙として発行し、被保険者やその家族に健康に関する情報を広く周知しました。

- ・ 発行日 令和元年8月4日（日）
- ・ 発行部数 30万部
- ・ その他 4,000部を県内市町窓口等に配布

8 市町及び関係機関との連携による取組

(1) 目的

令和2年4月から開始される高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）に向けて、市町、栃木県、栃木県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び関係機関と連携して保健事業に取り組んでいくことを目的としています。

(2) 実施状況

- ① 一体的実施に向けた市町ヒアリングの実施（6月～8月）
- ② 高齢者保健事業担当者連絡会議の開催（9月・2月）※
- ③ 一体的実施に向けたトップセミナーの開催（1月）※

※ 県及び国保連合会と共催